

広島県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成二十年一月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次美土里線	三次市粟屋町一〇七番八地先から 安芸高田市甲田町深瀬字地主平一五番一地先まで	平成二〇年一月一五日